

## 戦争指導方針決定の構造 —太平洋戦争時の日本を事例として—

立 川 京 一

### 【要約】

太平洋戦争中に4回決定されている「今後採ルヘキ戦争指導ノ（基本）大綱」の策定過程を、人物、組織、制度、手続き等の観点から検討した。同大綱の策定作業は、当初こそ責任ある地位にある者が自らイニシアティブを発揮することによって大掛かりになされたが、第3回以降は作業のパターンがほぼ固まり、起案を受け持っていた部署が自発的に研究を開始するだけでなく、部内や部外の担当部署との調整も行うようになった。また、第4回では、さらに簡略化された様子がうかがえ、回数は少ないながらも制度として確立していたと言えよう。

### はじめに

本稿は、太平洋戦争期における戦争指導方針が日本の政府・大本営レベルにおいて決定された過程を、人物、組織、制度、手続き等といった内的な要素を中心とする観点から検討することを通じて、太平洋戦争期の日本の戦争指導方針が決定された構造の解明を試みるものである。具体的には、太平洋戦争中に4回決定されている「今後採ルヘキ戦争指導ノ（基本）大綱」を取り上げ、その策定の過程を分析対象とする。開戦と終戦の決定を除けば、この4回にわたる「今後採ルヘキ戦争指導ノ（基本）大綱」が太平洋戦争中の日本の戦争指導を「体系的に眺められるもの」であるという見方がある<sup>1</sup>。

第1回から第4回までの「今後採ルヘキ戦争指導ノ（基本）大綱」が決定された年月日は、それぞれ次のとおりである（以下、本稿では「今後採ルヘキ戦争指導ノ〔基本〕大綱」を戦争指導大綱と略記する場合がある）。

第1回戦争指導大綱……1942年3月7日

第2回戦争指導大綱……1943年9月30日

第3回戦争指導大綱……1944年8月19日

第4回戦争指導大綱……1945年6月8日

---

<sup>1</sup> 野村実「太平洋戦争の日本の戦争指導」近代日本研究会編『年報・近代日本研究 四—太平洋戦争—開戦から講和まで—』（山川出版社、1982年）31ページ。

なお、各戦争指導大綱の正式名称であるが、第1回から第3回までの戦争指導大綱は「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」であり、第4回戦争指導大綱のみ、「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱」というように「基本」の2字が挿入されている。

意外にも、「今後採るべき戦争指導ノ（基本）大綱」に関する先行研究は少ない。防衛庁防衛研修所戦史室（当時）が著した戦史叢書<sup>2</sup>に記述が見られるほかは、野村実が著書や論文で取り上げている程度である<sup>3</sup>。確かに、いずれも程度の差こそあれ、戦争指導大綱の策定過程に触れてはいるが、むしろ論点はその内容や背景が中心である。

戦史叢書に関して言えば、『大本營陸軍部』シリーズが各戦争指導大綱についてある程度の紙幅を割いている。しかし、第1回戦争指導大綱に関する記述は詳しいが、第2回戦争指導大綱以降については、第1回に比べて記述が簡略化されているというように、ばらつきが見られる。もちろん、記述に際して依拠し得る史料がどれだけ残っていたかによって記述の内容や紙幅が左右されることは否めないが、今回、調査を行ったところ、第2回戦争指導大綱の策定過程を記録した史料が最も少ないが、第1回が第3回や第4回と比べて多いというわけでもない。したがって、史料の多寡よりも、むしろ執筆者の関心の度合いや編集方針等によって記述の内容や紙幅が左右されたのではなかろうか。一方、『大本營海軍部・聯合艦隊』シリーズは、一部を除いて、『大本營陸軍部』の記述をなぞったような書き振りで、割いている紙幅も少ない。ただし、『大本營海軍部・聯合艦隊』はわずかながらも海軍関係の史料を用いており、より海軍の立場や見方が反映された記述であると言えよう。

野村の研究は、例えば、戦争指導の方針である戦争指導大綱よりも、作戦指導の決定や実行の方が先行しているといった日本軍の戦争指導に関する問題点を指摘することを問題意識の中心に据えたものである。野村も戦争指導大綱の策定過程について触れてはいるものの、本稿とは問題意識が異なる上に、むしろ、野村はより大局的な視座から論じているため、各大綱の策定過程に関する記述はそれほど詳細ではない。

「今後採ルヘキ戦争指導ノ（基本）大綱」の策定過程を今日に伝える一次史料としては、参謀本部第20班（第15課）の「機密戦争日誌<sup>4</sup>」の記述が最も詳しく、同班（課）員や

<sup>2</sup> 例えば、防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本營陸軍部〈3〉—昭和十七年四月まで—』（朝雲新聞社、1970年）。同『戦史叢書 大本營陸軍部〈6〉—昭和十八年六月まで—』（朝雲新聞社、1973年）。同『戦史叢書 大本營陸軍部〈7〉—昭和十八年十二月まで—』（朝雲新聞社、1973年）。同『戦史叢書 大本營陸軍部〈9〉—昭和二十年一月まで—』（朝雲新聞社、1975年）。同『戦史叢書 大本營陸軍部〈10〉—昭和二十年八月まで—』（朝雲新聞社、1975年）。同『戦史叢書 大本營海軍部・聯合艦隊〈2〉—昭和十七年六月まで—』（朝雲新聞社、1975年）。同『戦史叢書 大本營海軍部・聯合艦隊〈4〉—第三段作戦前期—』（朝雲新聞社、1970年）。同『戦史叢書 大本營海軍部・聯合艦隊〈7〉—戦争最終期—』（朝雲新聞社、1976年）。

<sup>3</sup> 野村「太平洋戦争の日本の戦争指導」。野村実『日本海軍の歴史』（吉川弘文館、2002年）。

<sup>4</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「機密戦争日誌」10冊（防衛研究所図書館蔵）。

関係者が実務的なレベルにおいて戦争指導大綱に関与する様子を読み取ることができる。また、「大東亜戦争指導関係綴<sup>5</sup>」には、戦争指導大綱策定の過程で第20班（第15課）員が起案した文書や研究のために作成した資料などが綴られており、起案レベルの過程を垣間見ることができる。

大本営政府連絡会議での議論と決定内容については、「大本営政府連絡会議議事録<sup>6</sup>」と「大本営政府連絡会議決定綴<sup>7</sup>」が伝えている。とくに前者からは戦争指導大綱策定の実質的な最終段階での政府・軍の最高レベルにおける議論の様子をうかがい知ることができる。一方、最高戦争指導会議での議論については、「大本営政府連絡会議議事録」のように、その場での議論の内容を詳しく伝える史料はなく、「最高戦争指導会議決定綴<sup>8</sup>」が決定内容を伝えている程度である。したがって、最高戦争指導会議での討議の内容は、出席者の日誌、手記等によって知るほかない。戦争指導大綱の正式決定の場であった御前会議については、議事録（「今後採るべき戦争指導の〔基本〕大綱 御前会議議事録<sup>9</sup>」）が存在し、決定内容を伝えているほか、政府・軍首脳の説明や意見、枢密院議長との質疑応答などが記録されている。ただし、御前会議においてなされた発言が戦争指導大綱の内容に影響を及ぼしたことは、後述するように、例外的に第3回戦争指導大綱において見られたのみである。

本論は2つの章からなる。「1 戦争指導大綱の策定過程」では、各戦争指導大綱の策定過程を現存する史資料に依拠しつつ、できるだけ詳しく述べる。ただし、案を含めて大綱の内容そのものについては、それが本稿の中心的な分析対象ではないため、必要と思われる場合に言及するにとどめる。「2 戦争指導方針決定構造解明のための検討」では、「1 戦争指導大綱の策定過程」での記述をもとに、戦争指導大綱の策定過程を、人物、組織、制度、手続き等といった内的な要素を中心とする観点から検討し、太平洋戦争期の日本の戦争指導方針が決定された構造の解明を試みる。

---

<sup>5</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「昭和十八年大東亜戦争指導関係綴（一般之部）」（防衛研究所図書館蔵）。参謀本部第二十班（第十五課）「昭和十九年大東亜戦争指導関係綴（一般之部）」（防衛研究所図書館蔵）。参謀本部第二十班（第十五課）「昭和二十年大東亜戦争指導関係綴（一般之部）」（防衛研究所図書館蔵）。

<sup>6</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「大本営政府連絡会議議事録」6冊（防衛研究所図書館蔵）。

<sup>7</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「大本営政府連絡会議決定綴」9冊（防衛研究所図書館蔵）。

<sup>8</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「最高戦争指導会議決定綴」3冊（防衛研究所図書館蔵）。

<sup>9</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「今後採るべき戦争指導の大綱 御前会議議事録」（昭和18年9月30日）（防衛研究所図書館蔵）。参謀本部第二十班（第十五課）「今後採るべき戦争指導の大綱 御前会議議事録」（昭和19年8月19日）2冊（防衛研究所図書館蔵）。参謀本部第二十班（第十五課）「今後採るべき戦争指導の基本大綱 御前会議議事録」（昭和20年6月8日）（防衛研究所図書館蔵）。なお、第1章で述べるように、御前会議を開かずに上奏で済ませた第1回戦争指導大綱の上奏関連史料が綴られている参謀本部第二十班（第十五課）「今後採るべき戦争指導の大綱 御前会議議事録」（昭和17年3月7日）（防衛研究所図書館蔵）もある。

## 1 戦争指導大綱の策定過程

### (1) 第1回戦争指導大綱

太平洋戦争中、最初に策定された戦争指導大綱（第1回戦争指導大綱）は、1942年3月7日の大本営政府連絡会議（以下、連絡会議と略記）で決定し、13日に東條英機首相、杉山元参謀総長、永野修身軍令部総長が列立して上奏した「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」である。同大綱は2月4日の連絡会議において、東條が

追々作戦ノ進捗ニ伴ヒ比島、「マレー」、「ビルマ」等ニ対スル予定ノ作戦一段落セバ

(A) 今後如何ニ戦争ヲ指導シテ行クヘキヤノ問題ハ統帥関係ノミナラズ国家トシテ  
大イニ研究セナケレバナラヌ<sup>10</sup>

と発言したことによって本格的に検討が開始されることになる。しかし、実際には、太平洋戦争開戦直後から戦争指導に関する検討はなされており、速やかに戦争指導の大綱を策定するべきであるという考えもすでに存在していた。

田中新一参謀本部第1部長は、戦争の名称を「大東亜戦争」とすることに決定した1941年12月10日の連絡会議で、海軍側が「太平洋戦争」「対米英戦争」といった名称を提案したことから、陸海軍間に「戦争指導ノ相剋<sup>11</sup>」があることを察した。つまり、陸軍が開戦前の11月15日に連絡会議で決定した「対英米蘭蔣戦争終末促進ニ関スル腹案」に沿って、戦争は長期戦であるとの前提に立ち、まずは長期持久態勢を確立し、次いで、日独伊三国同盟を重視して、インド洋から西アジアへの打通作戦によって先に英国の屈服をはかり、それによって米国の継戦意思の喪失を招こうという考えであるのに対し、海軍は太平洋を主戦場と考え、日本単独で米国の屈服させることによって早期に決着をつけようと考えているのではないかと推察したのである。そして、田中は既定の戦争指導方針に沿う陸軍と独自の方向へ向かいかねない海軍との間で、至急、調整をはかる必要があると考えた。

ほどなく、対ソ作戦準備の問題とあいまって、戦争指導の大綱を定めるべきであるとの気運が高まり、12月27日、陸海軍省部の主任者間で「情勢ノ推移ニ伴フ戦争指導ニ関スル件」で一案を得た。しかし、「海軍ハ北方問題ニ触ルルハ依然トシテ嫌悪ス 印度、濠洲ニ手ヲ拵グルモ其ノ時機ニアラズ」という立場で、現行の計画を推し進めることとなり、

<sup>10</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「大本営政府連絡会議議事録」6冊中其の4（自昭和17年1月 至昭和17年5月）。

<sup>11</sup> 「参謀本部第一部長田中新一中将業務日誌」（昭和16年11月26日～昭和17年1月13日）（防衛研究所図書館蔵）。

年明けの1月6日、「戦争指導ノ根本ニ関シ未ダ陸海ノ一致ヲ見」なかったため、「情勢ノ推移ニ伴フ戦争指導ニ関スル件」は「戦争指導」ではなく「対外措置」としてまとめられることになり、10日の連絡会議で、「情勢ノ進展ニ伴フ当面ノ措置ニ関スル件」が決定された<sup>12</sup>。

こうして、太平洋戦争開戦後、最初の戦争指導大綱策定の試みは幻に終わったが、田中第1部長の戦争指導大綱策定への思いは変わらず、自らの見解をまとめて、1月16日、参謀本部第2課（作戦課）の服部卓四郎課長以下にそれを示して起案を命じた。第2課では井本熊男部員が起案者となって検討を行い、20日に次のような「指導要領」を策定した。

- 一 南方作戦計画ヲ完遂シ作戦セル範域ヲ堅固ニ確保安定シ自給自足ノ態勢ヲ確立シ以テ大東亞戦争ニ於ケル不敗ノ態勢ヲ確立ス
- 二 戦争終末促進ヲ為敵性諸国ニ対シ政戦両略ノ施策ヲ遂行ス 之カ為準繩トスヘキ事項左ノ如シ
  - 1 敵性諸国ヲ各個ニ処理ス
  - 2 英国ヲ屈服シ米国ノ戦意ヲ喪失セシム
  - 3 支那ヲ単独屈服ニ導入ス
  - 4 「ソ」聯ニ対シテ万一ニ備ヘツツ極力戦争ヲ避ク
- 三 国防力ノ保持培養ニ勉メ以テ長期戦ニ堪ヘ敵ノ反攻ヲ撃破スルニ備フ
- 四 国内指導ヲ適切ニ行ヒ国民ノ志気ヲ高揚ス 又国民生活ノ向上ヲ図ル
- 五 獨伊ト相提携シ我カ施策ニ策応セシム<sup>13</sup>

30日、杉山参謀総長はこの「指導要領」を服部課長から東條陸相以下陸軍省部首脳に説明させた。説明を受けた東條は本要領に同意した。ここにおいて、陸軍省部がともに支持する形となり、本要領が陸軍の基本的な方針となった。また、同日、杉山は永野軍令部総長と会い、今後の戦争指導についての陸軍の基本方針を述べた<sup>14</sup>。なお、この間、参謀本部において戦争指導に関する業務を担当する参謀次長直轄の第20班が第15課となり（22日）、戦争指導大綱に関する件は連絡会議事項として同課が取り扱うことになった（2月4日）<sup>15</sup>。

<sup>12</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「機密戦争日誌」其4（自昭和16年12月8日 至昭和17年12月7日）。

<sup>13</sup> 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本營陸軍部〈3〉』338ページ。

<sup>14</sup> 同上、339、341-343ページ。防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本營海軍部・聯合艦隊〈2〉』251ページ。

<sup>15</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「機密戦争日誌」其4。防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本營陸軍部〈3〉』339ページ。

先述した東條発言がなされた連絡会議の翌日の2月5日から早速、戦争指導大綱の策定に向けた本格的な検討が開始され、6日に陸海軍の主任者が会合を持ち、「爾後ノ戦争指導ニ関スル研究議題ヲ討議」して、「一案ヲ得」ている。席上、同案は翌7日の連絡会議で武藤章陸軍省軍務局長が説明することとされた。しかし、当日、「海軍側（特ニ軍令部）」から「横槍」が入り、また、外務省に提示していないことを理由に、連絡会議への研究議題案の提議は延期された。そして、翌8日、外務省の主任者を交えて、「爾後ノ戦争指導ニ関スル研究議題」があらためて検討され、9日の連絡会議で「爾後ノ戦争指導ニ関スル件」として15の研究議題が決定し、あわせて研究担任も決定した。焦点の「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」は、陸海軍省部と外務省の担任とされた<sup>16</sup>。なお、この時点では、「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」は御前会議で決定する予定で審議を進めることで意見の一致を見ている<sup>17</sup>。

「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」に関する具体的な研究は、2月22日の陸海軍省部の主任者間での会合から始まった。9日の連絡会議で「爾後ノ戦争指導ニ関スル件」が決定して以降2週間近くの日数が経過しているが、その間、他の研究議題を検討していたため、ようやく22日になって、結論部分である「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」の具体的検討に入ることができたのであろう。そして、この日の陸海軍省部の主任者間での会合では、陸軍の「国防弾撥力第一主義」と海軍の「陸軍北進阻止」「濠洲進出論」の間での一致は容易でなかったが、「実行ノ能否論ニ至リテ概ネ参謀本部案ニ意見一致」し、各自の上司に報告するために持ち帰った<sup>18</sup>。

参謀本部第15課は24日、前々日の討議結果に基づいて「爾後ノ戦争指導ニ関スル陸海軍ノ態度」と題する小冊子を印刷して、杉山参謀総長、田辺盛武参謀次長、田中第1部長、服部第2課長（以上、参謀本部）、東條陸相、武藤軍務局長（以上、陸軍省）に提示した。また、この日、第15課は外務省の意見を聴取した<sup>19</sup>。

25日は陸海軍関係者4人で討議している。現実問題では意見が一致しているものの、今後についてはインドとオーストラリアをどう扱うかで意見が一致しなかった。26日は甲谷悦雄参謀本部第15課長と海軍側におけるカウンターパートである小野田捨次郎軍令部第1部長直屬が「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」の結論作りに着手し、一案を作成した。しかし、田中第1部長がそれに異議を唱えたため作り直した<sup>20</sup>。田中の甲谷への指示は次のようなものであった。

<sup>16</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「機密戦争日誌」其4。

<sup>17</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「大本營政府連絡会議議事録」6冊中其の4。

<sup>18</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「機密戦争日誌」其4。

<sup>19</sup> 同上。

<sup>20</sup> 同上。

- 1 海軍ノ早期決戦思想ニ対シ爾後ノ戦争指導大綱テハ長期戦争カ短期戦争カ明ラカニセヨ
- 2 太平洋正面ニ於ケル攻勢ノ限界ヲ明ラカニセヨ
- 3 戦争指導大綱テハ直接ノ作戦指導ニハ触レヌコト
- 4 既定ノ戦争終末促進ニ関スル腹案トノ調整ニ留意セヨ<sup>21</sup>

田中の指示を受けて作り直された案は、「大体陸軍案ヲ抑シ付<sup>22</sup>」けた内容となった。

28日、陸海軍省部の課長が会合して「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」に関する妥協案が成立した。妥協案は佐藤賢了陸軍省軍務課長の提案によるもので、具体的には、第1項の最後に「機を見て積極の方策を講ず」を加えるというものであった。それは、「既得の戦果を拡張して、英米の屈服を図る」という考えの海軍が、陸軍の「既得の戦果を確保して、長期不敗の態勢を確立する」という考えに反対し続けたため、付加されたのである。その他は陸軍の案であった。しかし、3月2日になって、海軍は第1項から「長期不敗ノ態勢ノ確立」を削除して、「対英米屈敵ノ為」とする修正案を提示した。それは、「できるだけ短期戦に導く必要があり、長期持久戦には広域の戦略態勢を整えるべき」という海軍の考えに基づいたのであるが、陸軍側は同意しなかった<sup>23</sup>。

甲谷第15課長は課長会議では陸海軍間の妥結の見込みは少ないと判断し、田中第1部長に討議を局部長会議に委ねたい旨、意見具申した。陸海軍局部長会議は3月4日に開かれた。同会議には、陸軍から武藤陸軍省軍務局長と田中参謀本部第1部長、海軍から岡敬純海軍省軍務局長と福留繁軍令部第1部長が出席した。同会議において、「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」の第1項を、「英ヲ屈服シ米ノ戦意ヲ喪失セシムル為引続キ既得ノ戦果ヲ拡充シテ長期不敗ノ政戦態勢ヲ整ヘツツ機ヲ見テ積極的ノ方策ヲ講ス」とすることで意見の一致を見た。すなわち、「長期不敗ノ態勢ヲ確立シ」となっていたところを、「長期不敗ノ政戦態勢ヲ整ヘツツ」とすることによって妥協がはかられた。それによって、長期不敗の態勢が確立されないうちでも好機を捉えて積極的な方策を講じられるという意味内容となり、海軍も納得できたのである<sup>24</sup>。

<sup>21</sup> 「参謀本部第一部長田中新一中将業務日誌」（昭和17年1月17日～昭和17年4月26日）（防衛研究所図書館蔵）。防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本營陸軍部〈3〉』511ページ。

<sup>22</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「機密戦争日誌」其4。

<sup>23</sup> 同上。防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本營陸軍部〈3〉』511-512ページ。防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本營海軍部・聯合艦隊〈2〉』286ページ。

<sup>24</sup> 「参謀本部第一部長田中新一中将業務日誌」（昭和17年1月17日～昭和17年4月26日）。防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本營陸軍部〈3〉』512-513ページ。防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本營海軍部・聯合艦隊〈2〉』286-287ページ。

陸海軍局部長会議で同意された案は、7日の連絡会議で田辺参謀次長と岡海軍省軍務局長が説明した。席上、賀屋興宣蔵相が「既得ノ戦果ヲ扩充シ」の意味について、東郷茂徳外相が中国問題と独ソ和平について質問し、さらに、東郷の質問について議論がなされたが、結局、大きな修正はなく、独ソ和平に関する第4項の但し書の部分で、「差当り」を削除して「現情勢ニ於テハ」とする修正がなされるにとどまった。また、第1項末尾の「機ヲ見テ積極的ノ方策ヲ講ス」の意味について、第3項の出だしの「一層積極的ナル戦争指導ノ方策」を含むか含まないかで、「含む」と解する武藤陸軍省軍務局長と「含まない」と解する田辺参謀次長との間で議論が生じたが、東條首相の仲裁によって意味を明瞭にすることになり、第3項の「方策」を「具体的方途」に変えることで、第1項が第3項の内容を含まないことが明瞭にされた<sup>25</sup>。

修正後の最終決定は9日になされ、太平洋戦争中最初の「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」は、13日に上奏された。当初、御前会議での決定を予定していたものが上奏で済まされることになったのは、7日の連絡会議で杉山参謀総長が、既定の計画と大差がないのであらためて允裁を仰いだり、御前会議を開いたりする必要はなく、上奏程度でよいのではないかと提案し、同意されたことによる<sup>26</sup>。

## (2) 第2回戦争指導大綱

太平洋戦争中に4回策定された戦争指導大綱のうち、その策定過程に関する記録が最も乏しいのが、1943年9月30日に決定された「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」(第2回戦争指導大綱)である。策定過程に関する記録が乏しい理由は、過程を記録にとどめていなかったとか、あるいは、記録にとどめてはいたが、それが失われてしまったとかということも考えられるが、策定過程そのものが疎かにされたということもあり得る。第2回戦争指導大綱については前二者のいずれかが理由である可能性は否定できないが、同時に、後述するように、その実質的な最終決定の場であった9月25日の連絡会議で、一部の問題について議論が沸騰し、「大論争」と称されるほどのものになったことから<sup>27</sup>、案文の作成過程で関係者の了解を十分に得ることなく、詰めの甘さを残したまま連絡会議を迎えたことも、また確かなものではなかろうか。

<sup>25</sup> 参謀本部第二十班(第十五課)「大本営政府連絡会議議事録」6冊中其の4。防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部(3)』514-516ページ。防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営海軍部・聯合艦隊(2)』287-289ページ。

<sup>26</sup> 参謀本部第二十班(第十五課)「大本営政府連絡会議議事録」6冊中其の4。

<sup>27</sup> 参謀本部第二十班(第十五課)「大本営政府連絡会議議事録」6冊中其の6(自昭和18年2月至昭和19年3月)。



第2回戦争指導大綱へ向けた動きが始まるのは、1943年1月である。前年12月14日に参謀本部第1部第2課長に就任した真田穰一郎は前任者である服部に第二段作戦計画がないことを確認し、1944年度から48年度末までの5年間にわたる長期戦争指導計画を立案することにした。同計画の策定は事項ごとに陸海軍の省部、大学校等に委嘱され、まずはこれら諸機関に対して、長期戦争指導計画立案のための基礎となる国力、外交、内政等に関する資料の提出を依頼した(3月9日)。とりまとめには高瀬啓治第2課作戦班長があたることとなり、同課所属の竹田宮恒徳王がそれを補助することとなった<sup>28</sup>。

この間、例えば参謀本部第1部第15課では、3月11日に課長に就任した松谷誠と課員の種村佐孝が、「独伊対米英間ノ和平工作ニ対シ帝国今後ノ戦争終末指導方策トシテノ施策ヲ課トシテ研究スルコトヲ発意シ其ノ内容ヲ概ネ……決定<sup>29</sup>」し、「帝国ヲ中心トスル世界戦争終末方策」(3月25日付)を起案した<sup>30</sup>。また、同課の野尻徳雄は、「一、當面ノ戦争指導ノ重点」、「二、當面ノ武力戦指導ニ就テ」、「三、爾後ノ戦争指導並武力戦指導」といった観点から研究を行い、「戦争指導並国防圈ニ對スル私見」(4月1日付)をまとめている<sup>31</sup>。

真田のイニシアティブで始められた長期戦争指導計画の立案作業は、4月以降、研究会等を通じて検討を重ねて問題点を明らかにし、8月には一応の計画をまとめるに至ったようであるが、その原文は残っていない<sup>32</sup>。それに近いものとして、第15課が起案した「長期戦争指導要綱(案)」(7月1日付)が現存する<sup>33</sup>。おそらく、その表題とその文中に見られる「遅クモ昭和二十二、三年頃ヲ目途トシ世界戦争指導ノ主導權ヲ獲得ス」という文言から、この「長期戦争指導要綱(案)」が、真田らが長期戦争指導計画を最終的にまとめようとする際のたたき台となったものではないかと推測される。

<sup>28</sup> 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本營陸軍部〈6〉』483-484ページ。

<sup>29</sup> その内容は、(1) 独「ソ」和平工作トノ関係、(2) 和平工作ニ関スル英米ヘノ路線ノ設置、(3) 欧州局部和平ト東亜問題切離シ防止策、(4) 対重慶和平、(5) 和平条件(世界和平構想ニ基ク帝国ノ和平条件)、(6) 和平工作実施要領であった(参謀本部第二十班〔第十五課〕「機密戦争日誌」其5〔自昭和17年12月8日 至昭和18年5月31日〕)。

<sup>30</sup> 参謀本部第二十班(第十五課)「昭和十八年大東亜戦争指導関係綴(一般之部)」。種村は4月6日に開かれた軍司令官・師団長会議で、自ら起案した「今後ニ於ケル戦争指導ノ大綱ニ就テ」を口述した。それは出席者の間で好評を博したようで、種村は謝絶することになるが、出席者の一人、賀陽宮恒憲王留守第3師団長は口述内容の印刷配布を希望した(参謀本部第二十班〔第十五課〕「機密戦争日誌」其5)。

<sup>31</sup> 参謀本部第二十班(第十五課)「昭和十八年大東亜戦争指導関係綴(一般之部)」。

<sup>32</sup> 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本營陸軍部〈6〉』485ページ。

<sup>33</sup> 参謀本部第二十班(第十五課)「昭和十八年大東亜戦争指導関係綴(一般之部)」。「長期戦争指導要綱(案)」は冒頭で、同要綱が1941年11月15日の「対英米蘭蔣戦争終末促進ニ関スル腹案」と1942年3月7日の「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」に「所要ノ修正ヲ加ヘ今後採ルヘキ帝国ヲ中心トスル世界戦争指導ノ大綱ヲ定ムルモノトス」と謳っている。

この「長期戦争指導要綱（案）」は9月30日に決定された「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」（第2回戦争指導大綱）の策定過程において、いかなる役割を果たしたものとして位置づけることができるであろうか。おそらく、日本の戦争指導層に基本的な共通認識を持たせる上でのある程度の寄与は認められるが、具体的な内容については依然として隔たりが見られるといったところではなかろうか。例えば、両者を比較してみた場合、「長期戦争指導要綱（案）」の前段（「第一期」）が概ね1944年末を目途として書かれていることは、第2回戦争指導大綱と一致している。また、戦略態勢の確立、航空戦力の増強、対ソ戦の防止、同盟国との緊密な提携、国内の士気高揚といった基本的な思想は共通している。その一方、前者の方が対米・対ソ施策が詳しかったり、反対に、対重慶施策では具体性を欠いていたり、また、前者は要領において大東亜政策に触れていないなど、具体的な部分では差異の方が大きい。さらに、第2回戦争指導大綱の特徴と言える「絶対国防圏」に関する記述が「長期戦争指導要綱（案）」には見られない<sup>34</sup>。

種村によれば、いわゆる「絶対国防圏」は「両統帥部が八月初から一ヵ月有余にわたり検討し、御前兵棋をして決定せられた結論でもあった<sup>35</sup>。」確かに、現存する史料で「絶対国防圏」に関する記述が確認できるのは、9月16日付けの参謀本部による「大東亜戦争終末方策」である<sup>36</sup>。しかも、同「大東亜戦争終末方策」が「確保スヘキ要域」を「千島小笠原内南洋及西部『ニューギニア』ノ要域『スンダ』『ビルマ』ヲ含む圏域」としている点は、第2回戦争指導大綱とほぼ完全に一致している。しかし、基本的な思想では両者に共通点を見出せるものの、記述の分量は「大東亜戦争終末方策」の方が圧倒的に多く、かつ、内容により具体性がある点で第2回戦争指導大綱とは異なる。

このように、「長期戦争指導要綱（案）」や「大東亜戦争終末方策」と9月25日に連絡会議で議論され、30日の御前会議で決定されることになる「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」との間にはいくつかの共通点を見出すことはできる。しかし、前二者から後者に至るまでに、いかなる過程を経て「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」の案文が策定されたのかを伝える史料は管見の限り存在しないため、その過程は不明である。

先に述べたように、9月25日の連絡会議において「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」をめぐって交わされた議論は、その一部が「大論争」と記録されることになるほど沸騰した。

<sup>34</sup> 1943年9月30日に決定された「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」の本文中には「絶対国防圏」という言葉はなく、「絶対確保スヘキ要域」という表現が用いられている。

<sup>35</sup> 種村佐孝『大本営機密日誌』（新装版）（芙蓉書房出版、1995年）182ページ。

<sup>36</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「昭和十八年大東亜戦争指導関係綴（一般之部）」のその前日（9月15日）付けの「今後ノ作戦ニ関スル件」（「作戦関係重要書類綴」第3巻〔自昭和18年1月至昭和18年12月〕〔防衛研究所図書館蔵〕）にも陸海軍それぞれの「作戦指導ノ腹案」の部分に、「現占領要域」等を絶対に確保する旨の記述が見られるが、「大東亜戦争終末方策」の記述ほど端的でなく、第2回戦争指導大綱の表現とは異なる。

また、文言の削除、挿入を含め、修正箇所も比較的多かった。

「大論争」は冒頭（「方針」の第1項）の「今年内ニ戦局ノ大勢ヲ決ス」という文言に、嶋田繁太郎海相が反対したことから起きたようである。嶋田はそれが「敗戦感」から来ているとしたのである。また、杉山参謀総長も「気合ヒカケノ意味以外ノ何物ニモ非ス」として、必ずしも同意しなかった。さらに、東條首相も「意義ヲ明瞭ナラシメサレハ入ルモ意味ナシ」という立場をとった。しかし、軍令部が強く主張したため、「一応入レル事トナ」った。記録によれば、この議論だけで「約四時間」を費やしている<sup>37</sup>。

上記以外に、「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」に関するこの日の議論として記録されているのは、概ね次のとおりである。

嶋田が「帝国ハ独力戦争完遂ノ決意」となっていた箇所について、ドイツとの提携の可能性や必要性を謳っている部分と矛盾するとして削除を求めた。その要求は入れられ、削除されることとなった。また、東條が「統帥ト国務トノ協調ヲ密ニスル必要益々大ナリ」との意見を述べたため、両者の「連繫ヲ益々緊密ニスル件」が挿入されることになったほか、東條の「意嚮ヲ汲ミテ大東亜民族把握ノ部ニ敵ノ政謀略攻勢ニ対スル防衛ヲ十分ナラシムル意ヲ明ニス」ることになった。そして、重光葵外相は「独『ソ』和平斡旋」について「其ノ確算ナシトシ『努ム』ナル件ヲ挿入ス」ることになった。これらのほか、誰の意見かは記録されていないが、「決戦戦力」の意味が不明瞭であるので、「特ニ航空戦力」という文言を書き加えることになり、また、「宣伝」のところに「印度独立ノ件ヲモ挿入ス」ることになった。さらに、註として「本方策ハ十九年末ヲ目途トスルモノ」である旨が書き添えられていたのであるが、その註を削除することになった<sup>38</sup>。

なお、参謀本部第15課の業務日誌である「機密戦争日誌」には、連絡会議当日の9月27日の段に加えて、29日の段にも、27日の連絡会議での議論の要点が記されている。そこには、嶋田によるドイツとの提携の必要性や、重光による独ソ和平の難しさに関する事柄のほか、「主敵ハ米トセス 米英トス」という修正、「絶対国防圏」に関して海軍が反対したが、「御前兵棋ニテ意見一致ヲ見タル事」を理由に、結局、海軍も同意したこと、「圏内交通確保ニ就テ海軍ノミノ責任ニ非サルヲ強調」すること、「日『ソ』和平努ムルモ名案ナシ」であったこと、「宣伝ヲ挿入セシ意義」を「強調」することといった修正内容が記されている<sup>39</sup>。

<sup>37</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「大本営政府連絡会議議事録」6冊中其の6。

<sup>38</sup> 同上。

<sup>39</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「機密戦争日誌」其6（自昭和18年6月1日 至昭和18年12月7日）。

連絡会議での修正を経た「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」は、9月30日の御前会議で正式に決定された。御前会議では東條首相が進行役を務め、幹事<sup>40</sup>が「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」等を朗読したのに続いて、東條、統帥部を代表して永野軍令部総長、重光外相、青木一男大東亜相、鈴木貞一企画院総裁、岸信介商工相が順次説明、質疑応答を経て決定に至った。御前会議における修正はない<sup>41</sup>。

### (3) 第3回戦争指導大綱

1944年8月19日に決定されることになる「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」(第3回戦争指導大綱)の策定作業は、いつ、どのように開始されたのであろうか。種村によれば、「第二十班では、正月以来世界情勢特に欧州戦局の推移が枢軸側に不利に進展しつつある情勢を考慮し、昨年九月決定した『今後採るべき戦争指導の大綱』に根本的検討を加え、昭和十九年末を目途とする戦争指導大綱を立案研究」していたようである<sup>42</sup>。「第二十班」とは、参謀本部第15課が1943年10月15日に組織改編され、1942年1月22日以前のように、参謀次長直轄の第20班となったものである。班長には第15課長であった松谷が留任する形をとっていた。

第20班が1944年「正月以来」取り組んだ研究の結果として、3月15日付けでまとめた「昭和十九年末ヲ目途トスル戦争指導ニ關スル觀察(第三案)」が現存する<sup>43</sup>。同案が策定されると、松谷は前年10月15日付けで参謀本部第1部長に昇進していた真田と、同じく10月20日付けで第2課長に復帰していた服部に、そして、班員の橋本正勝が第2課部員の瀬島龍三に、同案に対する意見を求めた。三者とも「大体異存ナシ」であったが、真田は「趣旨同意ナルモ、之ヲ印刷ニ附シテ残スハ不可ナリトノ意見」であった。次に、松谷は秦彦三郎参謀次長に同案を説明した。秦は「内容ノ重大性ニ鑑ミ、今本案ヲ高級次長、総長ニ提出スルモ其ノ飛躍ノ困難性ヲ見透シ暫ク時機ヲ待ツヘク、絶対ニ外部ニ出ササル如ク命」じた<sup>44</sup>。

<sup>40</sup> 連絡会議の幹事は、内閣書記官長、陸軍省軍務局長、海軍省軍務局長。

<sup>41</sup> 参謀本部第二十班(第十五課)「今後採るべき戦争指導の大綱 御前会議議事録」(昭和18年9月30日)。質問は原嘉道枢密院議長からなされた。

<sup>42</sup> 種村『大本営機密日誌』207ページ。第20班(第15課)では、戦争指導に関する研究を日々の業務として行なっているわけであるが、ここでは第3回戦争指導大綱の策定を意識しての具体的な動きという観点から、種村の記述を引用した。

<sup>43</sup> 参謀本部第二十班(第十五課)「昭和十九年大東亜戦争指導関係綴(一般之部)」。

<sup>44</sup> 参謀本部第二十班(第十五課)「機密戦争日誌」其8(自昭和19年5月21日 至昭和19年12月7日)6月23日の段。なお、秦の発言中にある「高級次長」は後宮淳、「総長」は東條。

その後、松谷らは少なくとも4月20日と24日の両日、「従来ノ研究ヲ訂正」するべく、「昭和十九年末ヲ目途トスル戦争指導方策」にさらなる検討を加えた。そして、秦が南方に出張中であった27日に、松谷は後宮淳高級次長に「研究案」を説明した。また、当時、参謀総長を兼任していた東條にも、秘書官を通じて同案を提出した。さらに、5月9日には海軍側のカウンターパートである軍令部第1部長直属の藤井茂にその概要を説明している。それから約1ヵ月半後の6月20日と21日にも、今後の戦争指導に関して研究した記録が第20班の業務日誌である「機密戦争日誌」に見られる<sup>45</sup>。(7月3日、松谷は支那派遣軍参謀へ転出、種村が後任の第20班長となった。)

インパール作戦が中止され、サイパンが陥落すると、第3回戦争指導大綱の策定に向けた動きは、いよいよ本格化する。7月9日、種村は「非公式」ながら、「昭和十九年末ヲ目途トスル戦争指導ニ關シ判決及理由ノ骨子」を東條に説明し、意見を述べた。12日、種村は部外と折衝することを前提に、「戦争指導大綱案」を秦に説明し、同意を得た。そして、14日には陸軍省の主務者である佐藤軍務局長、西浦進軍事課長、二宮義清軍務課長、高崎正男軍事課高級課員、大西一軍務課高級課員に同案を説明した。西浦は「概ネ同意」、二宮と大西は「不同意」、佐藤は「不得要領」で、軍務局の態度はまともならず、この時点では陸軍省部間での意見の一致はならなかった。翌15日、後宮参謀本部高級次長、秦参謀次長、富永恭次陸軍次官、各部長が集まって、今後の戦争指導方針に関して、年内に国力のすべてを挙げて決戦を行う案(短期決戦案)と「自活、自戦態勢」を強化する案(長期戦案)と、その中間の2案のあわせて4つの案を検討した。そして、17日、決戦に向けた努力と長期戦に備える努力との中間であるが重点は前者に置くことで、戦争指導方針に関する陸軍省部の意見は「概ネ一致」した<sup>46</sup>。

このように陸軍内での調整が順調に進んでいたときに、東條内閣が総辞職し、小磯国昭が首班として組閣するという政変が起きた。そのため、第3回戦争指導大綱の策定に向けての動きは、ここで一週間ほど中断を余儀なくされた。しかし、その中断による影響はまったくなく、新体制のもと、25日に梅津美治郎参謀総長と杉山陸相が協議し、「決戦的努力」と「長期戦的努力」は8:2か7:3の按配とすることで陸軍省部首脳の「意見ハ一致」した<sup>47</sup>。

その後、陸海軍間で戦争指導大綱策定の資の一つとなる「世界情勢判断」に関する研究が陸軍案をもとに進められ、8月1日に陸海軍主務者間で一案を得、内閣、外務省と協議

<sup>45</sup> 参謀本部第二十班(第十五課)「機密戦争日誌」其8。

<sup>46</sup> 同上。

<sup>47</sup> 同上。この時点で、第20班は「昭和十九年末頃ヲ目途トスル帝國戦争指導ニ關スル説明(最高戦争指導会議上討議ノ参考)」(1944年7月27日付)をまとめている(参謀本部第二十班〔第十五課〕「昭和十九年大東亞戦争指導関係綴〔一般之部〕」)。

し、連絡会議に提示する案としてまとめる方向に進む。その間、7月31日に開かれた小磯内閣成立後の最初の連絡会議で、小磯から同会議を「最高戦争指導会議」（以下、最高会議と略記）に衣替える旨の提案があり、8月4日の連絡会議で、その設置が決定した。

「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱(案)」に関する内閣と陸海軍の間での調整は、8月7日、最高会議の幹事である田中武雄内閣書記官長、佐藤陸軍省軍務局長、多田武雄海軍省軍務局長が「打合セヲ行ヒ概ネ意見ノ一致ヲ見」たのであるが、同会合後すぐに多田から、対重慶直接工作、軍政機関の一元化、蘭印の独立問題に関して「不同意」である旨が伝えられた。しかし、三幹事間で「意見ノ一致ヲ見」たところの「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱(案)」には修正を加えず、最高会議の席上で「所要ノ検討ヲ加フルコト」とした<sup>48</sup>。

最高会議における「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」そのものに関する討議は、8月12日から、翌13日の日曜日（休日）を挟み、16日まで4日にわたって行われた。12日は「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」の「方針」、14日は第1項の「戦略方策」、15日は第2項の「国内施策」、16日は第3項の「対外施策及宣伝謀略」について、それぞれ審議がなされた。

「方針」については、「概ネ原案ノ如ク意見一致」した。ただし、14日の会議終了後、重光外相から最高会議の幹事の一人である佐藤陸軍省軍務局長に対して、「軍、政、機関ノ一元化問題ハ原案ヨリ撤回セラレ度旨申出」があった。この件に関しては、陸軍省も杉山陸相以下、重光に同意で、16日の会議で削除が決まった。「戦略方策」については、絶対国防圏、圏内海上交通の見通し等について「原案ヲ修正ノ上、意見一致」した。「尚陸海軍ノ渾然一体化ノ件ハ作戦指導ノ項ニ気持ヲ入レルコトトシテ削除」された。「国内施策」については、

- イ、国体護持ノ項ハ特ニ精神的ニ重要ナル項目ナルヲ以テ第一項トス
- ロ、生産体制ノ一元化ハ海軍ノ反対ニ依リ削除ス
- ハ、国内防空態勢ハ広義ニ解シ防衛ト改ム

といった修正がなされた。「対外施策及宣伝謀略」については、「対『ソ』施策ニ『中立関係維持』ノ件ヲ挿入、独『ソ』和平実現ニ『速カニ』ヲ追加」することになり、「特派使節派遣ノ件ハ全員諒承セルモ、文句ハ削除」することとなった<sup>49</sup>。

都合4日にわたった最高会議での討議を経て修正された「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」は、19日の御前会議に上程された。席上、小磯首相が進行役を務める旨を述べたあと、幹

<sup>48</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「機密戦争日誌」其8。

<sup>49</sup> 同上。

事が議題を朗読、次いで、小磯、統帥部を代表して梅津参謀総長、そして、重光外相が説明を行い、杉山陸相と米内光政海相が意見を述べた<sup>50</sup>。御前会議においては極めて異例なことであるが、重光は対外施策についての説明を終えたあと、それに続けて発言を求め、

戦局ハ次第ニ比島方面ニモ波及スル状況ナル処比島大統領ハ米英ニ対シ宣戦シ度キ希望ヲ有スル趣ナルニ付帝国トシテハ此ノ際右大統領ノ希望ヲ容レ適時米英ニ対シ宣戦セシムルコト可然シ

といった旨を述べた。これに対し、杉山陸相が賛成意見を述べ、米内海相、及川古志郎軍令部総長、梅津参謀総長も賛意を示し、大綱の中に「比島ニ対シテハ比島大統領ノ希望ヲ容レ適時米英ニ対シ宣戦セシム」との一項が挿入されることになるという一幕があった<sup>51</sup>。

#### (4) 第4回戦争指導大綱

太平洋戦争終戦約2ヵ月前の1945年6月8日に決定を見た第4回戦争指導大綱は、正式名称を「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱」という。この太平洋戦争中最後の戦争指導大綱のみ正式名称に「基本」という言葉が挿入されている。

参謀本部第20班が1945年における戦争指導を研究事項とすることに決定したのは、班長であった松谷が第3回戦争指導大綱を策定するための研究の概要を海軍側のカウンターパートである軍令部第1部長直属の藤井に説明したのと同じ1944年5月9日である<sup>52</sup>。第20班では、まず、「昭和二十年戦争指導大綱策案ノ爲基礎的研究事項」（日付なし）をまとめたようである。また、「昭和十九・二十年戦争指導上ノ情勢推移研究資料 甲案」、「昭和十九・二十年戦争指導上ノ情勢推移研究資料 乙案」（両案とも、6月10日付）、「昭和二十年春頃ヲ目途トスル戦争指導考察上ノ情勢推移ノ観察資料」（6月24日付）といった資料も作成している<sup>53</sup>。そして、班員の橋本が担当者となって、「昭和二十年春頃ヲ目途トスル戦争指導ニ関スル研究」を開始したのが6月26日である<sup>54</sup>。

<sup>50</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「今後採るべき戦争指導の大綱 御前会議議事録」（昭和19年8月19日）。

<sup>51</sup> 伊藤隆、武田知己編『重光葵 最高戦争指導会議記録・手記』（中央公論新社、2004年）25-26ページ。なお、フィリピンの参戦については、南方軍から意見具申があり、現地において日本陸海軍、日本大使館、フィリピン政府の間で意見が一致したのに基づいて、8月16日、大東亜省に陸海軍、外務省、大東亜省の関係主務者が集まって協議し、合意していた（参謀本部第二十班〔第十五課〕「機密戦争日誌」其8）。

<sup>52</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「機密戦争日誌」其8。

<sup>53</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「昭和十九年大東亜戦争指導関係綴（一般之部）」

<sup>54</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「機密戦争日誌」其8。

この頃、ヨーロッパでは連合軍がノルマンディ上陸作戦に成功して北フランスに橋頭堡を築き、太平洋では日本がサイパンの放棄を決定するというように、戦況が枢軸国側にとって、一段と不利になっていた。そのような状況において、新大綱を策定中に、さらにその次の大綱の策定に着手するという具合であった。

そして、7月1日には、「昭和二十年春頃ヲ目途トスル戦争指導ニ関スル第一案」を松谷、種村、橋本で検討し、「今後帝国ハ作戦的ニ大勢転回ノ目途ナク而カモ独ノ様相モ概ネ帝国ト同シク、今後逐次『ジリ』貧ニ陥ルヘキヲ以テ速ニ戦争終末ヲ企図ストノ結論ニ意見一致」している。この日の研究に基づいて、翌2日に「第二案ヲ概成」している<sup>55</sup>。

その後、前節で述べたように、第3回戦争指導大綱の策定に向けた動きが本格化する。そのため、しばらくの間、第4回戦争指導大綱に関する動きは、少なくとも管見の限り、現存する史資料からはうかがえなくなる。この間、その動きが、一旦、完全に停止したのか、それとも、担当者の橋本が、第3回戦争指導大綱の策定で多忙な種村を余所に、第4回戦争指導大綱の策定に向けた研究を続けていたのかについては想像に任せるほかない。しかし、いずれにしても、12月5日付けで第20班がまとめた「帝國ノ採ルヘキ戦争指導ニ関スル觀察」と「概ネ昭和二十年中期ヲ目途トシ帝國ノ採ルベキ戦争指導大綱(第五案)」という2つの文書が現存していることから<sup>56</sup>、第20班は第3回戦争指導大綱決定後もフィリピンでの戦況の推移を睨みつつ、第4回戦争指導大綱の策定に向けた研究を続けていたことは確かである。そして、翌1945年2月9日に第20班として、『今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱』(第一案)ヲ完成」させている<sup>57</sup>。

次いで、おそらくは同案に基づいて「海軍側」と「戦争指導大綱案」を研究している。「海軍側」というのも推測の域を出ないが、当時、第20班のカウンターパートである軍令部第1部長直属であった柴勝男ではなからうか。そして、その「海軍側」との研究は2月21日をもって終了している。その時点で、「数ヶ所意見不一致ノ点」があったが、それぞれ上司に報告して決裁を待つことになった。そして、なるべく早く御前会議の開催を求めることで合意している<sup>58</sup>。なお、第20班と「海軍側」の研究の結論は、「陸海軍主務者案」の「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」として2月22日付けでまとめられている。これを陸海軍主務者がそれぞれの上司に見せ、意見を求めたようである。同案の行間や余白に、参謀本部、陸軍省、海軍省からの意見が書き込まれているものが現存している<sup>59</sup>。

<sup>55</sup> 同上。種村『大本営機密日誌』206 ページ。松谷の異動、種村の班長昇格は、この直後である。

<sup>56</sup> 参謀本部第二十班(第十五課)「昭和十九年大東亜戦争指導関係綴(一般之部)」。

<sup>57</sup> 参謀本部第二十班(第十五課)「機密戦争日誌」其9(自昭和19年12月8日 至昭和20年4月23日)。

<sup>58</sup> 同上。

<sup>59</sup> 参謀本部第二十班(第十五課)「昭和二十年大東亜戦争指導関係綴(一般之部)」。書き込まれている意見の中に、軍令部のものはない。そのため、この段階で軍令部から意見があったのかどうかは



また、上記「陸海軍主務者案」がまとめられた同日には、最高会議が開催されている。おそらく同会議の終了後と思われるが、第 20 班長の種村は小磯首相と懇談し、「総理ノ戦争指導大綱ニ対スル気持」を聞き出している<sup>60</sup>。

その後、戦争指導強化のために首相がはじめて大本營の議に列するという改革がなされたり、陸海軍の統合問題が議論されたり、最高会議の運用のあり方が検討されたりといったことがあったため、第 4 回戦争指導大綱の策定に向けた動きはしばらく停滞する。そして、その動きが再開しないうちに、小磯内閣は総辞職し（4 月 5 日）、鈴木貫太郎が組閣する（7 日）。また、それと前後して参謀本部第 20 班の編成も改められた。まず、6 日に班員の橋本が第 2 総軍参謀に転出、10 日には第 4 班長の西村敏雄が第 20 班長を兼務、第 4 班員の恒石重嗣も第 20 班兼務、反対に第 20 班員の田中敬二が第 4 班兼務となった。第 20 班長であった種村は班員として引き続き第 20 班で勤務することとなった。さらに、23 日には陸軍省部合体によって第 20 班は発展的に解消され、参謀本部第 8 課、陸軍省軍務局軍務課、同交通課と統合されて、陸軍省軍務局軍務課・参謀本部第 4 部第 12 課となった。課長には軍務課長であった永井八津次がなった。それまでの第 20 班構成員は、種村と恒石が残留したが、他は異動した<sup>61</sup>。

こうした組織改編や人事異動の慌しい中ではあったが、第 4 回戦争指導大綱に向けた動きは、この 2 週間弱という極めて短い西村班長時代に大きく前進する。4 月 18 日、西村の「奔走」によって「戦争指導ノ基本大綱」に関する参謀本部内の意向がまとまった。続いて行われた陸軍省部間における調整では、陸軍省軍務局から、「本案ヲ陸軍ヨリ提案セハ十六日ノ戦争会議ニ於テ会議ノ運用ニ関シ海軍ヨリ和平云々ノ発言アリシ経緯モアリ穩カナラサルヲ以テ総理ヨリ提案スルコトトシ異存ナシ」という意見が出た。次いで、同案は、河辺虎四郎参謀次長と柴山兼四郎陸軍次官の間での議論に付され、翌 19 日までに梅津参

---

不明である。

<sup>60</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「機密戦争日誌」其 9。参考までに、小磯の気持ちとは次のようなものであった。

- 1、活潑ナル外交ハ是非実施致シ度シ
- 2、戦略方策ノ基幹ハ洋上撃滅ニ指向スルヲ要ス
- 3、軍備ハ如何ナル程度ニヤルカ
- 4、本土上陸ノ場所、準備ハ出来テキルカ
- 5、統帥部トシテハ決勝非常措置要綱ハ修正ノ要アリト思考シアリ
- 6、外交措置  
支那ヲ如何スルカ、国民政府ノ処置  
重慶ニ対シテハ軍ハ信頼ナキヲ以テ直接政府カ実施ス
- 7、陸海軍問題ヲ速カニ解決セヨ

<sup>61</sup> 同上。

謀総長と阿南惟維陸相の承認を得ることによって最終的に陸軍省部間での意見の一致を見た<sup>62</sup>。種村によれば、「ソ聯を通じて戦争終末を図るという文句が消えただけで、概ね第二十班案が大臣総長の了承するところとなった」<sup>63</sup>。ここに陸軍案である「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱（案）」が決定された。そして、同案は19日のうちに海軍側に示されたものと思われる<sup>64</sup>。

なお、この「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱（案）」と6月8日に決定された「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱」（第4回戦争指導大綱）を比べると、「要領」の第3項に文言の変更や追加が比較的多く見られるが、冒頭の「方針」は文言が多少異なるにせよ趣旨は概ね同じであり、また、「要領」の第1項と第2項は字句の変更、順序の入れ替え、削除等が若干なされてはいるものの、ほぼ同文と言ってよく、第4項はまったくの同文である。したがって、陸軍案が決定したこの時点で、第4回戦争指導大綱は概ね決定していたと言えることができる。

陸軍から「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱（案）」を示された海軍は回答を渋った。同案の提示から1ヵ月以上経っても海軍は返事をしなかった。やむなく、最高会議の幹事の一人である迫水久常内閣書記官長は、6月2日、幹事補佐の種村、末沢慶政海軍省第2課長と「今後ノ戦争指導ニ関シ協議シ」、その上で陸軍案（「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱〔案〕」）に基づく内閣案を御前会議に提示する方針を固めた<sup>65</sup>。

これを受けて、陸軍は翌3日、河辺参謀次長と柴山陸軍次官が出席して臨時の幕僚会議を開き、御前会議を念頭に置いて今後の戦争指導に関して検討した。出席者はほかに、宮崎周一参謀本部第1部長、額田坦陸軍省人事局長、柴田芳三参謀本部総務課長らであった。陸軍側には何の異存もなく、その旨を迫水に伝えている<sup>66</sup>。なお、この臨時の幕僚会議においては、最高会議の幹事の一人である吉積正雄陸軍省軍務局長が「十分手腕ヲ發揮<sup>67</sup>」したとされる。

一方、海軍でも、5日に米内海相と豊田副武軍令部総長が出席して部内審議が行われた。出席者はほかに、保科善四郎海軍省軍務局長、末沢海軍省第2課長、柴軍令部第1部長直

<sup>62</sup> 同上。管見の限りでは、この4月18日の時点から「基本」の2字が加わって、「基本大綱」と称されるようになったようである。

<sup>63</sup> 種村『大本営機密日誌』269ページ。

<sup>64</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「機密戦争日誌」其9。参謀本部第二十班（第十五課）「昭和二十年大東亜戦争指導関係綴（一般之部）」。

<sup>65</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「機密戦争日誌」其10（自昭和20年4月23日 至昭和20年8月1日）。種村は5月22日に、迫水に対して内閣案としてのとりまとめを提案したと記している（種村『大本営機密日誌』274ページ）。

<sup>66</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「機密戦争日誌」其10。河辺虎四郎「次長日誌 自昭和二十年四月七日（着任）至同年九月二日（終戦調印）」2分冊の1（防衛研究所図書館蔵）。

<sup>67</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「機密戦争日誌」其10。

属らであった。当時、海軍は大本営海軍部に総合部戦争指導班を設置しており、保科は総合部長、末沢は戦争指導班長、柴は同班首席部員をそれぞれ兼ねていた。さらに、保科は最高会議幹事、末沢は同幹事補佐でもあった。保科は「四日頃」に、事前配布された会議資料の「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱」（幹事補佐案）を読んで「当惑した。」いわゆる「六巨頭」（鈴木首相、梅津参謀総長、豊田軍令部総長、杉山陸相、米内海相、東郷外相）が秘密裏に終戦に向けた話しを進めていることを知っていた保科は、その内容があまりに「戦争一本槍で邁進することだけ書いてある」ので、『これでは戦局の実情に合はぬ、困ったことだ』と感じたのである。時間的に根本的な修正は間に合わないと判断した保科は、とりあえず米内のもとを訪れ、意見を求めた。当惑する保科に対して、米内は「大きく笑い乍ら『これはこれで良いヨ』と言われたらけであった」という。保科は米内が「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱」は表向きのもので、「終戦は早くやらなければならぬのだが、それは六巨頭以上で考える。その他の軍官民凡てのものは却て一致結束戦う態勢にして置くことが終戦をうまくやる上には大切なことだ」という腹であると理解した。したがって、結局、5日の海軍内での審議では、事前配布されていた会議資料の「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱」（幹事補佐案）の「文面に何等の修正も加えないことに」したのである<sup>68</sup>。

「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱」（第4回戦争指導大綱）は、6日に開かれた最高会議において、「国力ノ現状」、「世界情勢判断」とあわせて討議された。管見の限りではあるが、当日の会議における「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱」に関する討議内容を伝える史料は、河辺参謀次長の日誌<sup>69</sup>、宮崎参謀本部第1部長の日誌<sup>70</sup>、保科海軍省軍務局長の陳述<sup>71</sup>などわずかしか存在しない。しかも、それらは議事録のような詳細なものではなく、印象に残った発言を書き記してあるにすぎない。したがって、同会議の全貌を伝えるものではない。最高会議における「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱」の文言に関する討議内容についても、鈴木の『将来民族発展ノ根基ヲ確保ス』ハ消極的ナリ、「東京死守ノ決意ヲ成文ニ明示スベキ」等の発言や豊田貞次郎軍需相の『沖縄基地ヲ撃ツ』ヲ第一義トスル要望、そして、『七生尽忠言々』とか『国体を護持し言々』とか言う文句が、若干議論になったことなどが記録されている程度である<sup>72</sup>。もっとも、戦後、保科が「どうでもよ

68 保科善四郎のGHQ戦史課（大井篤）に対する陳述（1949年11月9日）「陳述書」巻一（防衛研究所図書館蔵）。防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営海軍部・聯合艦隊〈7〉』341ページ。

69 河辺「次長日誌」。河辺は梅津参謀総長が出張中であつたため、その代理で6日の最高会議と8日の御前会議に出席した。

70 「宮崎周一中将日誌 作戦秘録 二 作戦部長時代の日誌」（防衛研究所図書館蔵）。

71 保科のGHQ戦史課に対する陳述。

72 河辺「次長日誌」。「宮崎周一中将日誌 作戦秘録 二」。保科のGHQ戦史課に対する陳述。なお、鈴木が発言したことによって、「将来民族発展ノ根基ヲ確保」は、「征戦目的ノ達成」に修正され

いような文句の訂正が少し行はれた<sup>73</sup>だけで、大体に於て幹事補佐の原案を鵜呑みの形で大した議論らしい議論もなく会議は進行した<sup>73</sup>と述べていることから、案外、実際の議論も、こうした記録に残されている程度のものであったのかもしれない。

最高会議で一応の討議を経た「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱」は、8日の御前会議に上程された。御前会議では前回までと同様に、首相の鈴木が進行役を務めた。議題は「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱」であるが、その前提となる「国力ノ現状」と「世界情勢判断」が先に検討された。「国力ノ現状」を秋永月三総合計画局長官が、「世界情勢判断」を迫水内閣書記官長が朗読したのち、河辺参謀次長と豊田軍令部総長が所信を述べ、豊田軍需相、石黒忠篤農商相、東郷外相が説明を行った。それらに対して平沼騏一郎枢密院議長が了解した旨の発言を行った。続いて本題である「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱」が審議に付された。迫水が同大綱を朗読し、鈴木が出席者に発言を求めた。しかし、出席者からの発言はなく、鈴木は異議ないものと認める旨を発言した。ここに太平洋戦争中最後の戦争指導大綱となる「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱」（第4回戦争指導大綱）が決定されたのである<sup>74</sup>。

## 2 戦争指導方針決定構造解明のための検討

本章では前段で、第1回から第4回までの戦争指導大綱が策定された過程を、開始の段階、中間の段階、最終の決定段階の3つの段階に分けて検討し、制度や手続きといった観点から戦争指導方針決定構造の解明を試みる。後段では、人物や組織に焦点を絞り、それらの観点からの解明を試みる。

### (1) 策定過程の段階別検討－制度及び手続きの観点から－

まず、第1回から第4回までの戦争指導大綱が策定された過程を、開始の段階、中間の段階、最終の決定段階の3つの段階に分けて検討するが、中間の段階は3つの段階の中で時間的に最も長く、過程も多様かつ複雑であるため最後に回すこととし、先に、開始の段階と最終の決定段階について検討したい。

---

た。

<sup>73</sup> 保科のGHQ戦史課に対する陳述。

<sup>74</sup> 参謀本部第二十班（第十五課）「今後採るべき戦争指導の基本大綱 御前会議議事録」（昭和20年6月8日）。

## a 開始の段階

太平洋戦争中に策定された4回の戦争指導大綱の契機は、2つの形に分けられる。1つは第1回と第2回に見られたように、責任ある地位にある者が発意することによって始められる形である。具体的には、第1回は田中参謀本部第1部長が、第2回は真田参謀本部第2課長がその必要性を認識し、参謀本部第2課が中心となって最終的に戦争指導大綱として結実することになる作業が開始されている。田中と真田はともに陸軍の作戦に関して責任を有する立場にあった者である。また、第1回の場合は、連絡会議における東條の発言が決定打となった。言うまでもなく、東條も首相兼陸相として戦争遂行に責任を有していた。

戦争指導大綱の策定が開始された際のもう1つの形は、第3回と第4回がそうであったように、参謀本部第20班が独自に研究を開始する形である。第20班は第1回と第2回の際には第15課として、起案や少なくとも起案に至る過程でその資となった文書の作成にあたっている。そうした経験から、戦争指導大綱の起案が第20班の日常業務となっていたのではなかろうか。第3回戦争指導大綱を策定している最中に、第20班は早くも第4回戦争指導大綱の研究を開始し、「昭和二十年春頃ヲ目途トスル戦争指導ニ関スル第一案」を検討して、「第二案ヲ概成」していたという事実が、それを物語っている。

## b 最終の決定段階

最終の決定段階は、第1回から第4回まではほぼ共通している。第1回が連絡会議での決定後、天皇に対する上奏で済ませていることを例外として、第2回では連絡会議での討議を経て、第3回と第4回は最高会議での討議を経て最終案を決定し、御前会議に上程して公式に決定している。例外となった第1回も、当初は御前会議を開催することを予定していた。つまり、戦争指導大綱は最終的に御前会議を開いて公式に決定するという手続きを踏むことを前提として策定が開始されたのであり、そのことは当初から制度として認識されていた。

では、戦争指導大綱の決定における御前会議の機能は何であったのか。それは他のほとんどの御前会議の場合と同様に、原則として、陸海軍を統帥する天皇の臨席する場で決定するという手続きを踏む必要性を満たすために開かれたものであり、天皇をまじえて大綱の内容を議論することを目的としていたわけではない。事実、第3回戦争指導大綱を決定する御前会議で重光外相がフィリピンの参戦に関する提案を行って、それが容れられたことを除けば、戦争指導大綱を決定するための御前会議は概ね定番のシナリオどおりにこと

が進んでいる。

したがって、戦争指導大綱の実質的な最終決定機関は、第1回と第2回の際は連絡会議、第3回と第4回の際は最高会議ということになる。いずれの大綱についても連絡会議、もしくは最高会議での討議とそれを受けての修正がなされていることは、両会議が決してセレモニーではなく、実質的な審議の場であったことの証明である。1つの問題に関する議論で4時間を費やした第2回戦争指導大綱を議題とした連絡会議は極端なケースであったにしても、第3回の場合は4日にわたって1項ずつ検討している念の入れようであった。すでに終戦に向けた動きが秘密裏に進められていて、結局、表向きのものでしかなかった第4回戦争指導大綱でさえ、最高会議の討議によって修正がなされている。また、第3回戦争指導大綱では、最高会議を迎える段階で陸海軍間に不一致が存在することがわかっていて、結論を最高会議での検討に委ねたのである。つまり、連絡会議や最高会議が、そこでの議論を通じて大綱の最終的な文言を実質的に決定するための場であった。

#### c 中間の段階

中間の段階は時間的に長く、過程も多様かつ複雑である。しかし、ある程度、共通したパターンを抽出することは可能である。ただし、第2回戦争指導大綱については、他と異なり、5年間の長期的な戦争指導計画を策定する過程から副産物のようにして誕生したため、これだけは例外とするほかない。また、前章で述べたように、第2回戦争指導大綱に関しては、その策定過程に関する記録が乏しいために、とりわけ案文そのものがどのような過程を経て策定されたのかを明らかにし得ないこともまた、他と同じに扱えない理由である。したがって、ここでは、第2回以外の第1回、第3回、そして第4回の各戦争指導大綱策定過程の中間の段階を対象として検討する。

第1回戦争指導大綱の案文については、陸海軍省部の主任者が会合を持って検討を始めている。陸海軍省部の主任者が誰であったのかを明示的に記している史料は、管見の限り、見出し得なかったが、状況から、陸軍側は陸軍省軍務局の誰かと参謀本部第15課長もしくは同課員、海軍側は海軍省軍務局の誰かと軍令部第1部長直属ではなかったかと推測される。各主任者はこの会合の結果をそれぞれの上司に報告する形をとり、参謀本部第15課は小冊子を作成して参謀総長、参謀次長、参謀本部第1部長、同第2課長、陸相、陸軍省軍務局長に提示している。また、ときを違えず、外務省の意見を聴取している。

上司への報告後、陸海軍関係者4人（この4人についても誰であるのかは推測の域を出ない。おそらく、上記の陸海軍省部の主任者と同一ではなかろうか。）が協議し、それを受けて、参謀本部第15課長と軍令部第1部長直属が案をまとめている。その過程で参謀本

部第 1 部長は第 15 課長に指示を出し、それに基づいた修正も行われている。参謀本部第 15 課長と軍令部第 1 部長直属がまとめた案は陸海軍省部の課長会議での議論に付されたが、一部について陸海軍間で意見を一致させることができず、陸海軍局部長会議を開催し、そこにおいて陸海軍間の妥協がはかられ、連絡会議に提示する案が決定している。

このように第 1 回戦争指導大綱策定の中間段階は、概ね陸海軍が共同で作業を進めている。ただし、内容に関しては、一部を除いて陸軍側の主張が通っている。

第 3 回戦争指導大綱は、先に述べたように、参謀本部第 20 班がその研究に基づいて作成した「研究案」を、第 20 班が最初に参謀本部第 1 部長と同第 2 課長に対して、次いで、参謀次長、高級次長、参謀総長（参謀総長に対する説明のみ、文書で行った。）というように、参謀本部内で下から上へと説明を行っている。また、この時点で、海軍側のカウンターパートである軍令部第 1 部長直属に対しても説明している。ここまでが第 1 段階である。

第 2 段階は第 20 班が参謀総長に対して「昭和十九年末ヲ目途トスル戦争指導ニ關シ判決及理由ノ骨子」を非公式に説明して意見を述べ、さらに、部外と折衝することを前提として「戦争指導大綱案」を参謀次長に説明して同意を得たことから始まる。第 20 班は陸軍省側の同意を取り付けようと、まず、軍務局に対して説明を行うが、軍務局の態度がまとまらなかったため、意見を一致させることができなかった。しかし、すぐに参謀本部高級次長、参謀次長、陸軍次官、そして各部長を集めた会合が開かれ、戦争指導方針に関する陸軍省部の意見は概ね一致し、最終的に参謀総長と陸相の会合において意見の一致を見ている。この場合、陸軍省部の意見はすでに次長・次官レベルの会合で実質的に一致しており、参謀総長と陸相の会合は手続き上、あるいは制度的な必要性を満たすためのものであったと考えてよいのではなかろうか。

その後、第 3 回戦争指導大綱の調整は内閣と陸海軍の間でのものに移される。調整役は最高会議の幹事である内閣書記官長、陸海軍省の軍務局長のいわゆる三幹事であった。そして、三幹事の意見が概ね一致した案が最高会議に付されている。連絡会議の時代にも幹事はいたが、少なくとも戦争指導大綱の内容に関して、連絡会議の前段階において幹事による調整が行われたという記録は見当たらない。したがって、三幹事によるその種の調整は最高会議の時代になってから生まれた制度であろう。

このように第 3 回戦争指導大綱策定の中間段階は、参謀本部第 20 班が起案から陸軍省部の主務者のレベルまで主導的な役割を演じている。また、海軍に関しては、起案の段階で参謀本部第 20 班から軍令部第 1 部長直属に対して説明がなされているが、それ以外は最高会議の三幹事の一人である海軍省軍務局長が関与しているのみである。したがって、中間の段階では海軍側の意見が戦争指導大綱の案に反映された可能性は、仮にあったとしても極めて限定的ではなかったろうか。

第4回戦争指導大綱策定の中間段階は、第3回のそれとよく似ているが、部分的に簡略化されている。第3回も第4回も起案は参謀本部第20班であるが、第3回では最初に第20班の「研究案」を参謀本部内で総長まで段階的に説明するという過程（第1段階）を経ている。一方、第4回ではこの参謀本部内での説明の過程が見られず、第20班は『今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱』（第一案）」を完成させた段階で、海軍側との研究を行っている。そして、その研究の結果を「陸海軍主務者案」としてまとめ、それぞれの上司に示して意見を聴取している。

その後は、第20班長が参謀本部内の意向をまとめ、陸軍省軍務局と調整し、参謀次長と陸軍次官の間での議論、そして、参謀総長と陸相の承認によって陸軍省部の意見一致をはかるという具合に、トントン拍子にことが進み、「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱(案)」を海軍側に提示する。その様子を見るに、第4回戦争指導大綱においては、結果的に、陸軍省軍務局が内容に関して異論を挟まなかった時点で陸軍省部の意見はすでに一致していたと言え、総長・陸相レベルのみならず、次長・次官レベルの議論すらも手続き上、あるいは制度的な必要性を満たすためのものであったと考えてよいほどである。

陸軍から「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱(案)」を提示された海軍は、それに対する回答を渋ったため、海軍からの回答なしに最高会議の三幹事レベルによる調整が行われた。ただし、第4回では第3回と異なり、三幹事の中で直接会合に参加したのは内閣書記官長のみで、陸海軍については幹事補佐が幹事の代わりに調整役を担った。いずれにしても、陸軍案に基づく三幹事（補佐）の案が最高会議での討議に付されることになった。

このように、第3回と第4回はパターンがよく似ており、第3回の際の参謀本部内での第20班による説明行為が第4回では現存する史料からはうかがえない点を除けばほぼ同じである。すなわち、回数は少ないながらも、すでにこの時点で戦争指導大綱策定の過程はほぼ制度として確立し、第3回から第4回にかけて、必ずしも必要ではないと判断された手続きを省略することによって、その過程はさらに進化したと言えるのではなかろうか。

### (2) 人物及び組織の観点からの検討

第1回から第4回までの戦争指導大綱の策定過程において、最も重要な役割を果たした組織は、参謀本部第20班（第15課）であろう。同班（課）は多いときでも5人程度の構成員しか有しない小規模な組織であり、「陸軍部内において決して大きな影響力を持つ存在ではなかった」が、「長期的、総合的な観点から戦争指導や国防国策の企画・立案を行うという任務は一貫して」おり、同時に、連絡会議の「連絡事務局的な役割」を担っていたことから、連絡会議や最高会議に提出する「議案の作成・審議に参画」することになり、「陸



海軍省、軍令部、外務省などの担当部局との折衝」をも受け持っていた<sup>75</sup>。そうした任務の一環として、戦争指導大綱に関しても、その起案、陸軍省部における意見の集約、海軍、内閣、外務省等との折衝に関与することになったのである。しかも、その役割は起案から少なくとも参謀本部内での意見の一致と陸軍省側の主務者である軍務局との間での折衝に至るまでの過程においては中心的なものであった。また、あくまで例外的と言わなければならないかもしれないが、第4回戦争指導大綱のように、第20班案がそれほど大きな修正を加えられることなく、最終決定に至ったというケースもある。したがって、戦争指導大綱の策定における参謀本部第20班（第15課）の存在とその果たした役割は、実際、必要不可欠であり、貢献も最大であったと言ってよい。

参謀本部第20班（第15課）の中でも、第1回から第4回までのすべての戦争指導大綱に関与しているため本稿でもたびたびその名が登場し、一時期は第20班長も務めた種村の果たした役割はとくに重要であろう。また、種村以外のその時々と同班（課）長も、案文作りや参謀本部内での意見の集約、陸軍省の主務者である軍務局との調整においては中心的な役割を果たしており、戦争指導大綱の策定において重要な存在であった。

参謀本部第20班（第15課）の海軍側カウンターパートであった軍令部第1部長直属も戦争指導大綱策定過程でたびたび登場する。しかし、その役割は第20班と研究を行って、その結果を海軍側に持ち帰り、上司の意見を聴取し、それをまた陸軍側に伝えるということ以外には、よくわからない。あくまで管見の限りではあるが、参謀本部第20班（第15課）並みに独自案を作成していたようにも見えない。したがって、少なくとも戦争指導大綱の策定過程における軍令部第1部長直属の役割は、概ね、陸海軍間の連絡系の域を出るものではなかったかのようである。

陸海軍の軍務局も戦争指導大綱策定の主務者であった。また、軍務局長は連絡会議と最高会議の幹事でもあった。しかし、陸海軍の軍務局が戦争指導大綱の策定において顕著な役割を果たしたのは、第1回戦争指導大綱の策定過程においてのみである。このときは、案文作りに際して陸海軍省部の主任者が会合を持っており、陸海軍の軍務局から同会合へ出席した者がいると推測し得る。また、明らかなかかわりとしては、陸海軍局部長会議と課長会議が開かれており、それぞれに両軍務局から局長と課長が出席し、陸海軍間の意見の一致に一役買っている。例えば、佐藤陸軍省軍務課長は課長会議の席で、海軍の意向を汲むことができるように文言の修正を提案し、その結果、一旦は妥協がはかられている。

しかしながら、第2回以降、軍務局の出番は減る。陸軍省軍務局について見てみると、第3回と第4回では参謀本部内ですでに意見の一致がはかられたあとに、陸軍省内で最初

---

<sup>75</sup> 原剛、高橋久志、波多野澄雄「解題」軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌』上（錦正社、1998年）viii・ix ページ。

に参謀本部第 20 班から案を見せられるという役割を負うにすぎなくなっている。しかも、第 3 回の場合は、軍務局内で態度がまとまらないと見るや、第 20 班は軍務局との調整を早々にあきらめ、次長・次官が出席する会合へと歩を進めてしまった。また、第 4 回においても、少なくとも現存する史料から読み取れる限りでは、軍務局は戦争指導大綱の内容に関する意見は述べず、面倒を回避するための手続き上の提案を行っただけという主体性のなさであった。一方、海軍省軍務局については戦争指導大綱の策定への関与を記した史料を見つけることができなかつたため不明ではあるが、第 3 回以降は海軍自体のかかわりが極めて限定的であることから、重要な役割を果たしたとは考えがたい。

結局、陸海軍省の軍務局は第 1 回戦争指導大綱の策定過程においては案文作りに関与したが、それ以降は役割が低下し、第 3 回と第 4 回においては、少なくとも陸軍省軍務局は陸軍省の主務者として通過儀礼的に参謀本部第 20 班から案を説明されるにすぎない存在となった。先に述べたように、軍務局長は連絡会議や最高会議の幹事であり、とくに第 3 回戦争指導大綱の実質的な決定の場であった最高会議の事前段階と会議中の調整においては、佐藤陸軍省軍務局長の働きが認められる。ただし、第 4 回戦争指導大綱を審議する最高会議前の幹事レベルでの調整は、理由は不明であるが、幹事の軍務局長ではなく、幹事補佐がその役割を代行している。もっとも、幹事補佐も軍務局の一員ではあったので、その意味では、最高会議の調整役として軍務局が必要な役割を果たしたということに違いはない。第 4 回戦争指導大綱時の陸軍省軍務局長であった吉積と海軍省軍務局長であった保科は、陸海軍それぞれの中での意見をまとめる役割を負っていたと言えよう。

前節で述べたように、最高会議の三幹事（内閣書記官長、陸海軍省の軍務局長）が最高会議で戦争指導大綱が討議される前段階で会合を持って行う戦争指導大綱案についての調整は、最高会議が設置されたことによって制度化されたようである。また、第 4 回戦争指導大綱では、陸海軍省の軍務局長に代わって幹事補佐が最高会議の前段階での調整を行っており、陸海軍省の軍務局長は陸海軍それぞれの中で意見をまとめる上での役割を果たしたことについては、すでに述べたとおりである。このことから、早くも幹事ではなく幹事補佐で代理が務まるようになるほど、制度として十分に確立していたと言っただけでは言いすぎであろうか。その第 4 回の際、海軍が陸軍から提示された案に対する回答を渋ったため、幹事の一人である迫水内閣書記官長がリーダーシップを発揮し、最高会議に提示する案を陸軍案をもとにまとめるという決断を下したことは特筆に価しよう。

人物に焦点を絞ると、これまでに言及した者のほかに、天皇、首相、参謀総長、軍令部総長、陸相、海相、参謀本部高級次長、参謀次長、軍令部次長、陸軍次官、海軍次官、参謀本部第 1 部長、軍令部第 1 部長、参謀本部第 2 課長、そして外相といった要職にあった者たちが、戦争指導大綱の策定に関与している。

天皇の役割は陸海軍を統帥する者としてのそれである。したがって、第2回から第4回までの戦争指導大綱は御前会議を開催して決定されたわけであり、また、御前会議を経なかった第1回戦争指導大綱も、御前会議を開催して決定する予定であった。

第1回と第2回の戦争指導大綱時の首相は東條であった。東條は第1回の時点では陸相を、第2回の時点では陸相と参謀総長を兼務していた。第1回の際に戦争指導大綱の策定が本格的に開始されたのは、東條の一声が効いた結果である。また、参謀総長や陸相を兼任していたことによって、参謀本部内や陸軍省部で意見を一致させる過程に関与している点は、それらを兼ねていなかった小磯や鈴木と異なる。小磯や鈴木の場合は、途中段階で小磯が参謀本部第20班の種村から「戦争指導大綱ニ対スル気持」を聞かれたことがあったが、基本的には最高会議の場で発言するか、あるいは、その前段階での三幹事間での調整の機会を利用して、内閣書記官長に考えを伝えておいて間接的に意見を反映させるぐらいのことしかできなかったであろう。なお、首相は御前会議の進行役を務めている。

参謀総長は、第1回と第2回が杉山、第3回ははじめが東條で途中から梅津、第4回も梅津であった。杉山は第1回戦争指導大綱の策定過程で、第2課長に命じて陸軍省部首脳に説明させたり、自ら軍令部総長に説明を行ったりするなど、積極的な役割を果たしている。なお、その第1回戦争指導大綱を公式に決定するに際して、御前会議を開催せずに上奏で済ますことを提案したのも杉山であった。東條については先に述べたとおりである。梅津は、第3回戦争指導大綱の策定においては、陸軍案がほぼ固まっていた段階からの関与となったため、自らの考えを反映させる機会に恵まれなかった。また、第4回戦争指導大綱の際は、陸軍省部で意見を一致させる段階には関与したものの、最終の決定段階である最高会議と御前会議には出張中であったため出席していない。

軍令部総長は、第1回と第2回が永野、第3回ははじめが嶋田、途中から及川、第4回は豊田であった。軍令部総長は海軍部内や陸海軍間で意見を一致させる上で不可欠な存在ではあったが、軍令部内での動きがよくわからないため確かなことは言えないが、陸海軍が共同で策定した第1回戦争指導大綱と、軍令部が強く主張したために冒頭（「方針」の第1項）に「今明年内ニ戦局ノ大勢ヲ決ス」という文言が「一応入レル事トナ」った第2回戦争指導大綱以外は、海軍自体の関与が限定的であることから、第3回と第4回ではそれほど重要な役割を果たしてはいないのではなかろうか。

陸相は、第1回から第3回の途中までが東條、第3回の途中から杉山、第4回は阿南であった。東條に関しては先に述べたとおりである。陸相時の杉山の関与の仕方は参謀総長であった第1回戦争指導大綱策定時のように自ら積極的に行動することこそなかったようであるが、御前会議や最高会議での杉山の発言は第3回戦争指導大綱の決定に向けて意見がまとまることを促進するような方向でなされており、協力的な姿勢で臨んでいたと言え

よう。阿南は戦争指導大綱に自ら積極的に関与することはなかったようである。

海相は、第1回から第3回の途中までが嶋田、第3回の途中から米内、第4回も米内であった。意外にも、嶋田は戦争指導大綱の実質的な決定の場であった連絡会議で積極的に発言して修正を求めている。第2回戦争指導大綱について討議した連絡会議で、「大論争」の口火を切ったのも嶋田であった。一方、米内については、第4回戦争指導大綱のスムーズな決定に寄与したと指摘できる。

次長・次官レベルについては、東條が参謀総長を兼ねていた時代の後宮高級次長と秦次長が第3回戦争指導大綱のための研究を行っている参謀本部第20班から説明を受けて、意見を述べた記録が残っているが、それ以外は陸海軍省部の意見を一致させる上での手続き上の役割を果たしたにすぎないようである。

参謀本部第1部長は、第1回が田中、第2回が綾部橘樹、第3回が真田、第4回が宮崎であった。先に述べたように、田中は太平洋戦争開戦後ほどなくして戦争指導方針について陸海軍間で調整をはかる必要性を認識し、戦争指導大綱の起案の段階においても指示を出すなど積極的に関与した。参謀本部第2課長時代に第2回戦争指導大綱が生まれるもととなった長期戦争指導計画の立案においてイニシアティブを発揮した真田は参謀本部第1部長時代にも第3回戦争指導大綱に関与しているが、このときの関与の度合いは第2課長時代ほどではなく、第20班から説明を受け、同意している程度である。宮崎は最高会議の直前の段階から名前が出てくるが、戦争指導大綱の策定に積極的に関与したという形跡は認められない。綾部については、第2回戦争指導大綱の策定過程において、第1部長としての役割は当然ながら果たしているものと考えられるべきであろうが、それ以外の特別な働きがあったかどうかは不明である。真田の影に隠れてしまったかのようなようである。

軍令部第1部長は、第1回が福留、第2回と第3回が中沢佑、第4回が富岡定俊であった。福留については、陸海軍間で意見の一致がはかられた陸海軍局部長会議に出席している事実が認められるが、中沢と富岡に関しては、史料の関係もあろうが、どのように関与したのか不明である。参謀本部第20班（第15課）のカウンターパートである軍令部第1部長直属の上司としての役割は果たしていたと考えるべきであろうが、それ以外の特別な働きがあったかどうかはわからない。

参謀本部第2課長については、先に真田について述べたが、第1回と第3回の戦争指導大綱時に同職に就いていた服部も第1回の際には田中第1部長から第2課として起案を命じられ、また、杉山陸相からは陸軍省部首脳への説明を命じられる等、真田ほどではないにしても、ある程度、重要な役割を負った。しかし、第3回の際には参謀本部内での意見調整の過程で第20班から説明を受ける程度であった。

外相は第1回と第4回が東郷、第2回と第3回が重光である。戦争指導大綱の策定過程

での外相の登場機会は、最終の決定段階における連絡会議もしくは最高会議、そして御前会議であった。東郷に関しては、第1回戦争指導大綱を議論した連絡会議で中国問題と独ソ和平について質問をし、その質問に絡んで議論があったことが記録に残されている。しかし、この質問によって大きな修正がなされることはなかった。一方、重光に関しては、例えば、第2回戦争指導大綱を議論した連絡会議で、重光が「独『ソ』和平斡旋」について「其ノ確算ナシ」と発言したことによって、『努ム』ナル件ヲ挿入スることになった。また、第3回戦争指導大綱を議論した最高会議の2日目、会議終了後、重光は最高会議の幹事の一人である佐藤陸軍省軍務局長に対して、「軍、政、機関ノ一元化問題ハ原案ヨリ撤回セラレ度旨申出」、陸軍省も杉山陸相以下、重光に同意であったことから、16日の会議で削除が決まっている。さらに、第3回戦争指導大綱を公式に決定する御前会議の席上、重光は対外施策についての説明を終えたあと続けて発言を求めて、フィリピン参戦問題を提起し、杉山陸相が賛成意見を述べ、米内海相、及川軍令部総長、梅津参謀総長も賛意を示したことから、大綱の中に「比島ニ対シテハ比島大統領ノ希望ヲ容レ適時米英ニ対シ宣戦セシム」という一項が挿入されることになるという御前会議においては極めて異例な事態を生じさせている。このように、重光は戦争指導大綱の最終の決定段階において、影響力を行使したと言える。

結局、4回にわたる戦争指導大綱の策定を人物及び組織の観点から検討した場合、第1回と第2回でイニシアティブを発揮した参謀本部の田中第1部長と真田第2課長、起案及び関係部局との調整を受け持った参謀本部第20班（第15課）の班（課）長・班（課）員、そして、連絡会議もしくは最高会議の出席者及びその幹事レベルの働きによるところが大きかったと言えるのではだろうか。

おわりに

本稿では、太平洋戦争期における戦争指導方針が日本の政府・大本営レベルにおいて決定された過程を、人物、組織、制度、手続きなどといった内的な要素を中心とする観点から検討することを通じて、太平洋戦争期の日本の戦争指導方針が決定された構造について、太平洋戦争中に4回決定されている「今後採ルヘキ戦争指導ノ（基本）大綱」を取り上げ、その策定の過程を分析し、その解明を試みた。戦争指導大綱は、当初こそ責任ある地位にある者がその必要性を認識し、自らイニシアティブを発揮することによって、策定作業が始められた。それが、早くも3回目には、起案を受け持っていた部署が自発的に研究を開始するようになった。そして、あわせて部内外の関係部署との調整も行うようになった。また、策定の過程全体を見た場合、第1回の策定作業はかなり大掛かりに行われたが、少

なくとも第3回以降は策定作業のパターンがほぼ固まり、第4回に至ってはさらに簡略化された様子が見ええるように、回数は少ないながらも制度として確立していたと言える。

本稿はあくまで戦争指導大綱の策定過程に焦点を絞り、その内容についての分析は必要な範囲に限定した。また、戦争指導大綱と作戦指導の決定や実行との相関については考察の対象外とした。「はじめに」で述べたように、野村実によれば、日本軍の戦争指導は戦争指導大綱よりも作戦指導の決定や実行の方が先行しているといった問題点を抱えていた。したがって、今後、太平洋戦争期の日本の政府・大本営レベルにおける戦争指導に関する研究を進める際、作戦指導についても十分に視野に入れ、戦争指導と作戦指導の関連という観点からの検討を加えることによって、戦争指導方針の決定構造をよりいっそう明らかにすることが可能となろう。さらに、本稿では、主として史料の関係から、海軍についての分析を十分に行えなかったという点も今後の課題である。

(防衛研究所企画室研究調整官 兼 戦史部第1戦史研究室主任研究官)